

田中丸委員からの兵庫県総合治水条例(仮称)骨子案等にかかる意見

- 1 治水対策のメニューが広く網羅されているため、平板な説明では総合治水条例の核心部分が伝わりにくい。条例の内容を説明する際には、下記のようなことが十分伝わるように、メリハリを持たせる工夫をして欲しい。
 - ・ 条例の「目玉」は何か。
 - ・ 特に、従前とどのような点が異なるか。
 - ・ 県民に直接影響する部分はどこか。
 - ・ 特に、新たな義務化になるものは何か。
- 2 全県共通の横断的な条例であることをしっかりとPRすべきである。
- 3 「開発に伴う調整池の設置」については、現在行政指導している「下流の流下能力見合い」の規模で開発者に調整池の設置を求めることを、条例に基づく義務とすることは可能なのか。

開発に伴う流量増加分を処理できる規模の調整池の設置は当然のことであるが、それを超える規模の調整池の設置が義務づけられる場合については、本来、河川管理者が取り組むべき課題の一部を開発者に押しつけることにはならないか。